

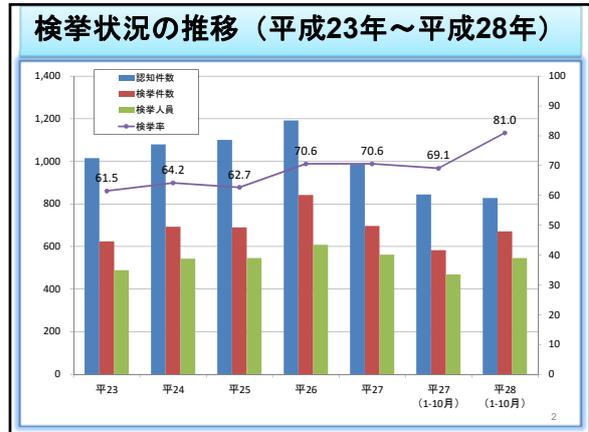
資料

## 性犯罪被害者支援の取組と今後の課題

警視庁刑事部捜査第一課第7強行犯

1

【スライド1】



【スライド2】

### 発生から届出にいたるまで

**◆ 被害者自身等による発生後間がない届出**

発生直後に被害者又は関係者から110番通報や直接交番に届け出るなど  
※ 証拠資料が多い（防犯カメラの収集、着衣や遺留品などが押収しやすい）  
※ 事件化が比較的容易

事例 ~ 屋内に侵入され面識ない犯人から刃物を突きつけられわいせつ行為をされたもの

**◆ 逡巡した後に関係者に相談して期間を経て届出**

被害を受けた後に迷っていたが、知人に相談を持ちかけて数ヶ月から数年経過して届け出るもの  
※ 証拠資料が乏しい（関係資料が消去されている）  
※ 事件化が困難

事例 ~ 小学児童が担当の教師からわいせつな行為をされており、恥ずかしくて黙っていたが、母親が様子を見かねて児童を問いただして発覚したもの

3

【スライド3】

### 女性警察官による被害者からの聴取

**◆ 女性警察官による採取及び聴取**

- ★ 警察署、自動車警ら隊、機動捜査隊に性犯罪捜査に従事できる女性警察官を配置、各種講習により強化
- ★ 凶悪悪質な事件については、女性警察官2名で対応するなどして被害者を支援している




4

【スライド4】

### 医療機関などに対する対策

**◆ 協力医療機関**

- 都内各方面に協力医療機関を指定するなどして迅速かつ適切な医療措置などがとれるように病院と連携している
- 女性医師などによる迅速かつ適切な診断・治療を行うため、医師会等とのネットワークを構築し、連携を強化

**◆ 女性警察官及び犯罪被害者支援室員の付添い**

- 病院へは女性警察官が被害者に付添い、被害者の精神的負担の軽減を図っている
- 親族間の性的虐待事案などでは、犯罪被害者支援室員が積極的に聴取時に立会い児童相談所への通告や同所での聴取をするなど支援を実施している

5

【スライド5】

### 医療費にかかる性犯罪被害者支援

**◆ 性犯罪被害者に対する医療費等の公費負担制度**

性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、その被害にかかる

- ★ 診察料
- ★ 診断書料
- ★ 性感染症検査費用
- ★ 緊急避妊費用
- ★ 人工妊娠中絶費用
- ★ カウンセリング費用

を公費で負担している



6

【スライド6】

## 今後の課題

◆ **教育及び教養**

- ★ SNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用した出会い系サイトの男女間の性犯罪（被害場所が関係者方など）
- ★ 大学生及びグループによるサークル内などでの飲酒を伴う性犯罪
- ※ 大学生や社会人を対象とした研修を実施

◆ **事件化へのハードル**

- ★ 起訴状に被害者氏名を記載することの是非
- ★ 警察官による司法面接的な手法による被害者取調べの在り方

7

【スライド7】

## 事例

平成30年 9月20日(火)  
毎朝 日産 東京(朝刊)

**東大生に執行猶予付き判決  
東京地裁 強制わいせつ事件**

女子学生を浴衣を着せ、強姦したとして、東京地裁が、東京大学1年生の男子学生（20）に、強制わいせつ罪で執行猶予3年を言い渡した。被害者は、16歳で、被害を受けたのは、6月11日、東京都中央区豊洲の居酒屋で、同大生と知り合ったという。被害者は、被害を受けた後、友人に相談し、警察に被害届を出した。検察は、被害者の同意を得た上で、強姦したと認定し、強制わいせつ罪で起訴した。判決は、被害者の同意を得た上で、強姦したと認め、執行猶予3年を言い渡した。被害者は、被害を受けた後、友人に相談し、警察に被害届を出した。検察は、被害者の同意を得た上で、強姦したと認定し、強制わいせつ罪で起訴した。

判決は、被害者の同意を得た上で、強姦したと認め、執行猶予3年を言い渡した。被害者は、被害を受けた後、友人に相談し、警察に被害届を出した。検察は、被害者の同意を得た上で、強姦したと認定し、強制わいせつ罪で起訴した。

8

【スライド8】

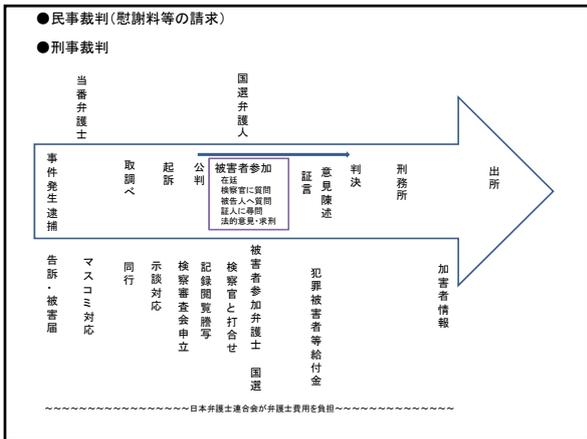


【スライド1】

### 性犯罪の件数

	強かん	強姦わいせつ	公然わいせつ	わいせつ物頒布等	ストーカー規制法	青少年保護育成条例	児童買春児童ポルノ	児童保護法	出会い系サイト規制法	合計
H26	1,250	7,400	3,143	1,151	598	2,222	2,386	545	110	18,805
H25	1,409	7,654	3,175	1,089	380	2,397	2,331	524	118	19,077
H24	1,240	7,263	2,975	1,320	328	2,310	2,205	437	88	18,166
H23	1,185	6,870	2,636	1,186	189	2,480	2,069	491	148	17,254
H22	1,289	7,027	2,651	837	209	2,668	2,090	462	109	17,342
H21	1,402	6,688	2,357	797	243	2,673	1,881	524		16,565
H20	1,582	7,111	2,361	813	231	2,628	1,549	557		16,832

【スライド2】



【スライド3】

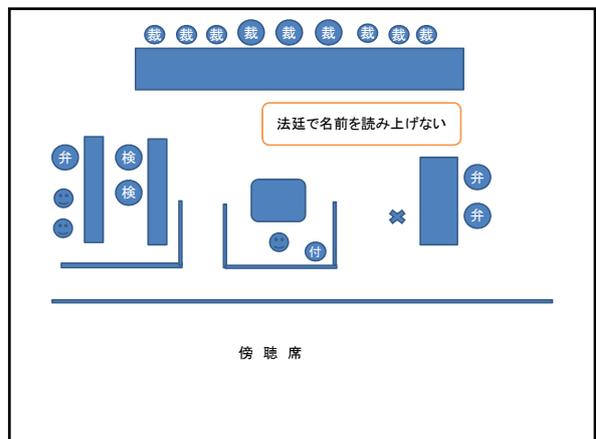
### 性犯罪被害者の裁判参加

	参加を許可された被害者	弁護士に委託した被害者	国選弁護士	証人尋問	被告人質問	諭告求刑	心情の意見陳述	付添	速裁
強姦わいせつ	118	95	73	22	53	56	93	19	52
強姦わいせつ致死傷	33	27	24	8	11	21	20	6	6
強姦	64	53	39	18	34	38	52	9	24
強姦致死傷	48	41	36	6	22	37	38	10	26
強姦強姦	4	4	4	1	2	4	4	2	4
強姦強姦致死傷	3	3	3	-	-	3	3	-	-
強姦強姦	9	9	9	-	1	6	5	2	2
以上合計	279	232	188	55	123	165	215	48	114
全判決犯	976	821	464	206	426	541	668	83	246

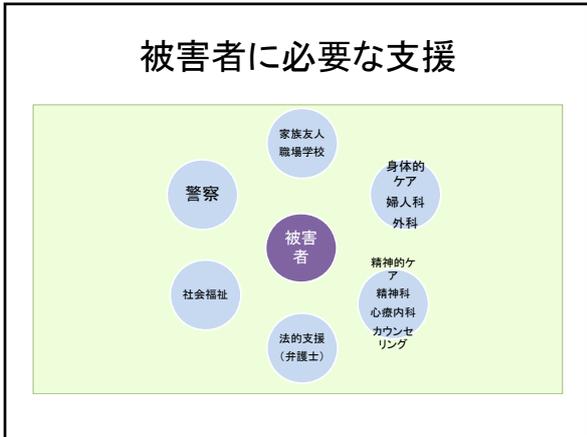
【スライド4】



【スライド5】



【スライド6】



【スライド7】

**TSUBOMI (つぼみ)**

私たちは  
被害者の被害にあわれた方の  
支援を行っています。

TSUBOMI (つぼみ) は、臨床心理士・弁護士などを中心に  
設立した団体です。安心してご相談ください。

**03-5577-4042**

電話受付 月～金(祝祭日を除く) 14時～17時

soudan@crisis-center-tsubomi.com

資料によるご支援はごちからより

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1  
 千代田市千代田 1-1-1  
 千代田市千代田 1-1-1  
 千代田市千代田 1-1-1  
 千代田市千代田 1-1-1

【スライド8】

### ● 性暴力とは？

あなたが必要ない性的行為を強要されたことを性暴力といいます。  
 性暴力には、レイプ、痴漢、オカシラ、のぞきなど、  
 さまざまな行為が含まれます。  
 被害者は、痴漢やオカシラ、人混みなどに限らず、誰にでも起こりうる暴力です。

### ● もしも性暴力にあったら？

被害者は、必要な場所を確保してください。  
 身体的・精神的ケアや相談、医療機関からの受診、  
 被害者支援センターへの相談などがあります。  
 ◎緊急連絡先(警察)や相談窓口の存在  
 ◎被害者の権利など  
 被害者に寄り添うことができます。  
 ◎警察、検察官の役割  
 ◎被害者の権利など  
 ◎被害者に寄り添うことができます。  
 ◎警察、検察官の役割、必要な情報の入手など

### ● 友人や家族が被害にあったら？

被害にあわれた方を支えたり、  
 被害にあわれた被害者の方の気持ちに寄り添ってあげてください。  
 被害にあわれた被害者の方の気持ちに寄り添ってあげてください。  
 被害にあわれた被害者の方の気持ちに寄り添ってあげてください。

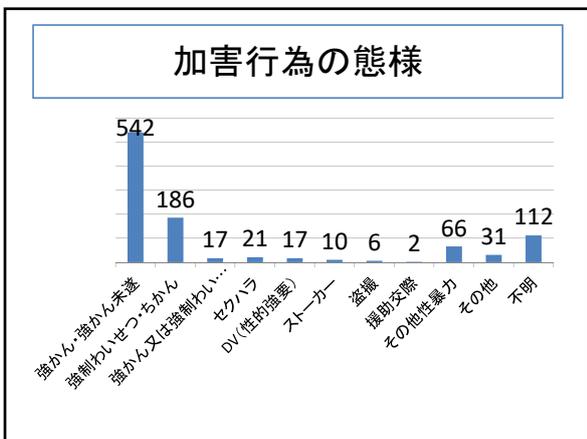
- つぼみの電話相談  
月～金(祝祭日を除く)14時～17時、電話相談を行っています。  
夜間救済や専門機関への紹介も行っています。
- つぼみのメール相談  
24時間メール相談を受け付けています。  
緊急の場合は、電話相談をご利用ください。
- つぼみの面接相談(要予約)  
つぼみの相談員による面接相談を受け付けています。  
初回は無料でお願いさせていただきます。
- つぼみの付き添い支援(要予約)  
公共機関(病院、警察、区役所など)への付き添い支援を行っています。  
初回は無料でお願いさせていただきます。
- つぼみの法律相談(要予約)  
つぼみの協力弁護士による法律相談を受け付けています。  
初回は無料で相談いただけます。  
個人・団体が一定額以上の場合は、請求額の一部負担をさせていただきます。  
詳しくは電話にてお問い合わせください。
- つぼみの交流会  
つぼみの相談員による無料交流会を開催しています。被害者支援の取り組みを共有し、  
被害にあわれた方々のための交流会です。

【スライド9】

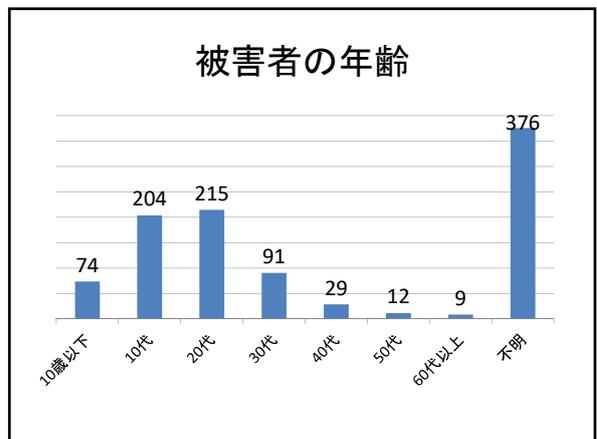
### 2012年2月から2016年10月の相談件数

	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年
総数	1507	189	243	353	286
件数	1010	138	196	218	178

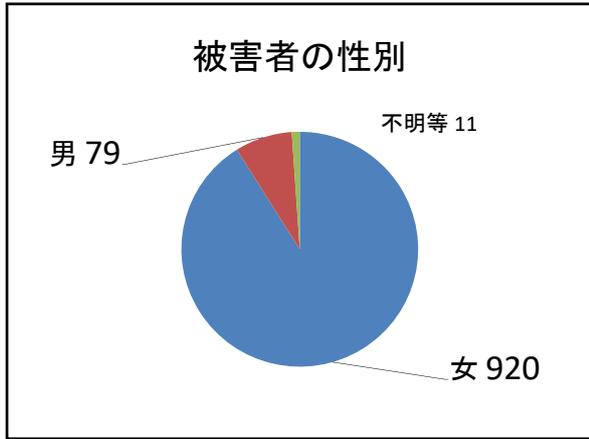
【スライド10】



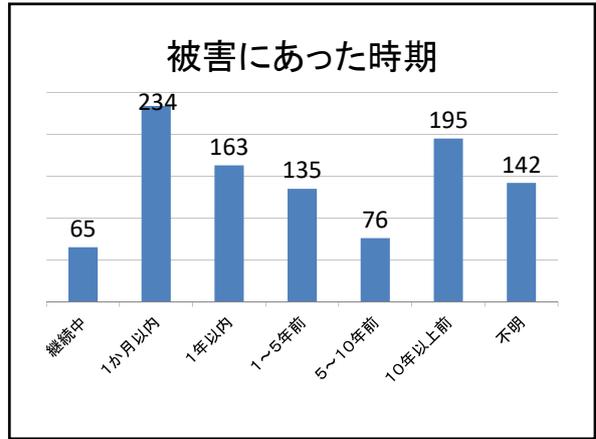
【スライド11】



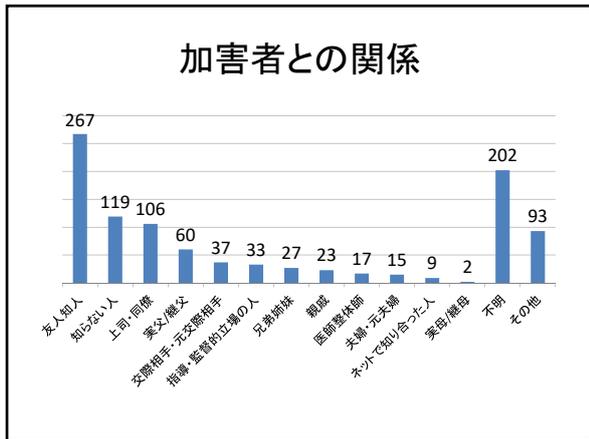
【スライド12】



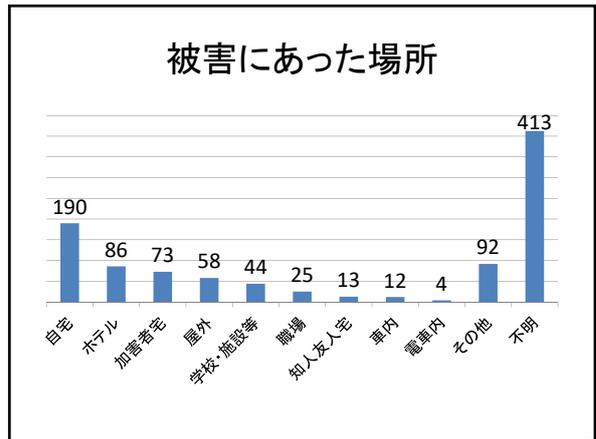
【スライド13】



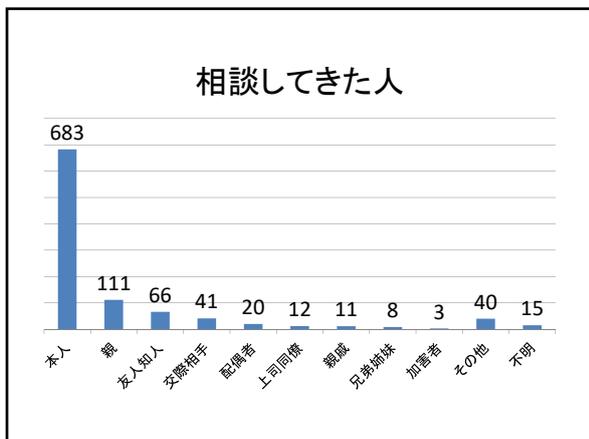
【スライド14】



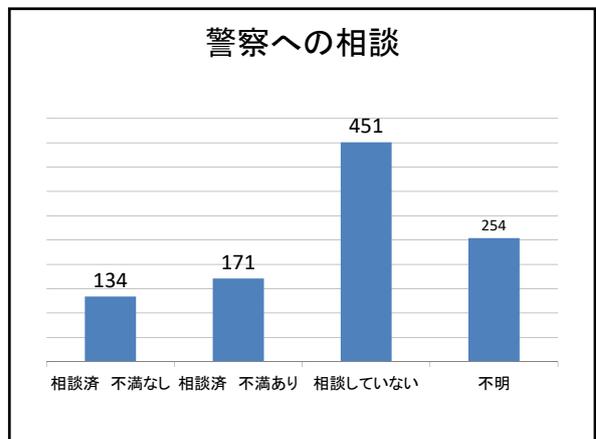
【スライド15】



【スライド16】

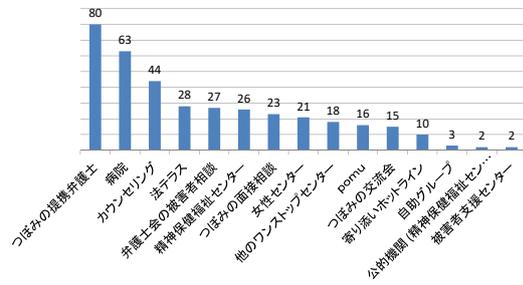


【スライド17】



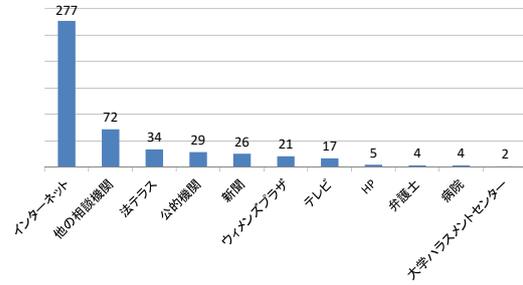
【スライド18】

## 紹介先



【スライド19】

## TSUBOMIを知った経緯



【スライド20】

## 今後の課題

相談機関の周知

男性相談

LGBT相談

TSUBOMI

相談時間の拡大 人とお金

【スライド21】

平成28年度「犯罪被害者週間」中央イベント（主催 警察庁）  
イノカンファレンスセンター（12月1日）

**パネルディスカッション**  
**「性犯罪被害者支援の取組と今後の課題」**

## 被害者支援都民センターの取組

公益社団法人被害者支援都民センター  
飛鳥井 望

【スライド1】

### 被害者支援都民センターの概要

H12（2000） 設立  
H14（2002） 都公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」  
H20（2008） 犯罪被害者支援のための「**総合相談窓口**」を、東京都と協働し、都民センターに設置

<構成>

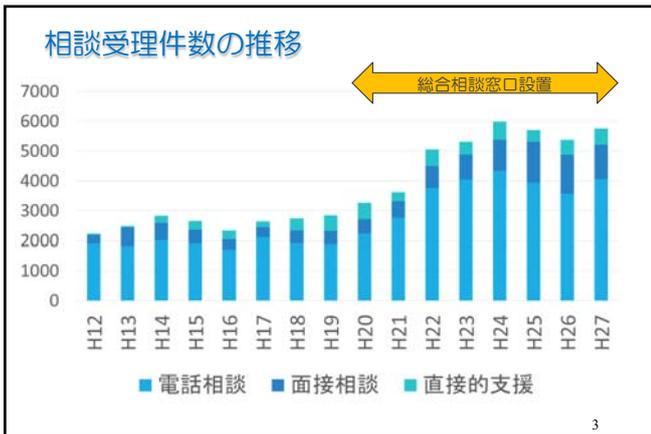
- 犯罪被害相談員 13名（臨床心理士 6名、社会福祉士 1名）
- 犯罪被害者直接支援員 7名（社会福祉士 1名）
- 専務理事 1名/総務担当 3名

<活動>

- 電話・メール等相談/面接相談・心理カウンセリング/直接的支援（関係機関付添等）/自助グループ支援
- 広報・啓発/支援者養成

2

【スライド2】

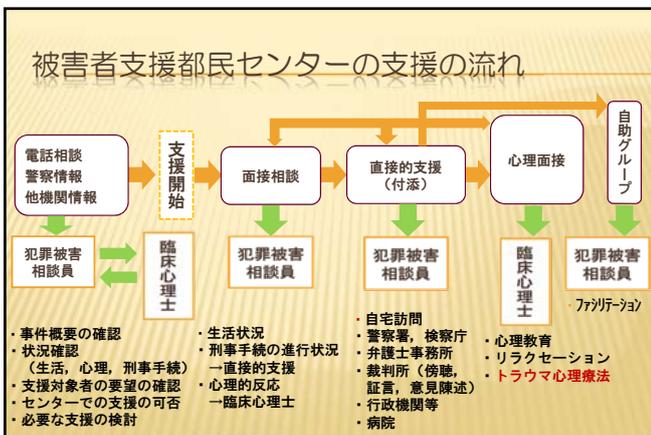


【スライド3】

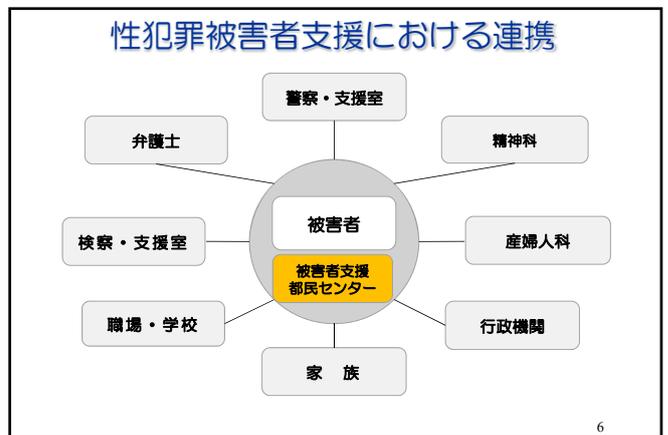
### 被害者支援都民センター相談受案件数 平成27年度 合計5,762件

- **性被害 2,576件 (44.7%)**  
(電話相談1,825; 面接534; 直接的支援217)
- 交通被害 1,165件 (20.2%)
- 殺人 795件 (13.8%)
- 暴行・傷害 245件 (4.3%)
- 強盗 238件 (4.1%)
- ストーカー 141件 (2.4%)

【スライド4】



【スライド5】



【スライド6】

**性暴力付託センター(SARC) Archway**  
 スコットランド・グラスゴー市内  
 サンディフォード性保健サービス付設



全国被害者支援ネットワーク2016海外調査事業

【スライド7】

**性暴力付託センター SARC**

Sexual Assault Referral Centre: Archway (グラスゴー) 視察

- 婦人科診察室を備えた国民健康サービス(NHS)施設
- 警察との協力関係のもとに運営:ワンストップ機能 (one-stop-shop)
- 医師による法的な医学検査、**証拠採取(不届出でも証拠保管)**
- 性感染症等検査、緊急避妊用ピルの処方
- 看護師や相談員による被害相談と**初期精神援助**
- 通常24時間365日、警察届出の有無や性別にかかわらず受入れ
- 原則として証拠採取可能な**事件発生後早期の被害者を対象**
  - Archwayは事件後7日以内
- ニーズに応じて法的支援サービスや専門的心理ケアに繋げる機能
- 被害者が「ほっと息をつけるような」安心できる環境を整備することで、**警察通報への抵抗感を軽減し、性犯罪の摘発率向上に寄与**する。

全国被害者支援ネットワーク2016海外調査報告(12月公表予定)

【スライド8】

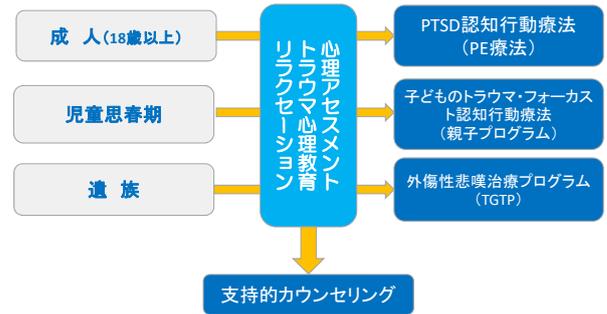
**都助成による精神的支援(カウンセリング)**

- 被害者支援都民センター(公安委員会認定早期援助団体)
- 【東京都犯罪被害者等支援推進計画】⇒PTSD認知行動療法(PE療法)の活用
- 協働事業:東京都人権部/都民センター「総合相談窓口」
- 対象
  - 生命・身体に重大な被害を受けた身体犯被害者:殺人・強盗・暴行傷害・強姦・強わい・傷害致死傷・交通犯罪等
  - 都内に住所を有する人
  - 本人・家族・遺族

PTSDのウルトラ・ハイリスク集団

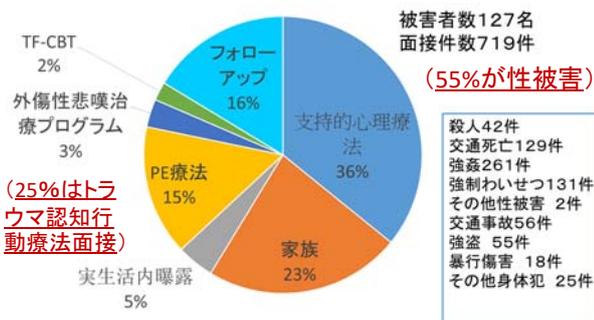
【スライド9】

**専門的心理治療プログラムの提供**



【スライド10】

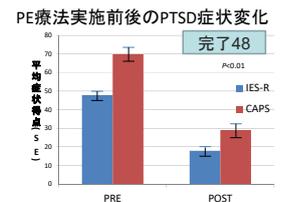
**平成27年度心理療法内訳**



【スライド11】

**PE療法の有用性と忍容性  
 プログラム導入開始後連続50例の結果**

- 犯罪被害によるPTSD(一部遺族)
- 女性 96%
- **性被害 72%**
- 通院・向精神薬併用 48%
- 中断率 4%(2/50)
- 完了者は全例症状スコア改善
- 被害後に休職・休学
  - ⇒ 完了後に復職・復学(93%)



公益社団法人被害者支援都民センター

【スライド12】

## トラウマ焦点化認知行動療法を 被害者支援機関で活用する意義

- もっとも有効性を期待できる心理療法の無料提供を保証
- 期間が限定的（週1回10～15週間のプログラム）
- PTSD症状の程度、治療動機の程度、生活条件に合わせて**柔軟な形でプログラム導入**をはかることが可能
  - トラウマ心理教育、リラクゼーション（呼吸法；筋弛緩法）、実生活内課題練習、トラウマ体験記憶の想起と処理（陳述；読み上げ）の組み合わせ
- 支援と心理療法を同一機関で提供し、相談員と心理士が協働（**シームレスな支援**）
- 時機を逸せず、なるべく早期の症状解決と健全な生活の回復により、PTSD遷延化の二次的影響がもたらす雪ダルマ現象と破綻を防ぐ

【スライド13】

東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
東京都総合相談窓口

公益社団法人  
被害者支援都民センター

不正請求にご注意 ▶ 個人情報保護方針

応援します  
あなたに笑顔戻るまで

当センターの紹介 | 相談支援のご案内 | 賛助会員・寄附等のお問い合わせ | 活動報告 | ご意見

- 設立趣旨
- 犯罪被害者等早期援助団体の指定
- 組織概要
- 業務内容
- 適格的支援活動
- 活動紹介ビデオ

被害者支援都民センターは犯罪や交通事故の被害者とその遺族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに社会全体の被害者支援意識の醸成を図り、もって被害者等の被害の軽減及び回復に資することを目的として設立された法人です。

当センターは平成14年5月24日、日本で初めて東京都公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、さらに、平成22年8月27日、東京都知事から「公益社団法人」の認定を受けて同年9月1日には公益社団法人被害者支援都民センターとして新たなスタートを切りました。

【スライド14】